

静岡県人事委員会は、職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月24日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則7-1219

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（静岡県人事委員会規則7-25）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第2 級別職務区分表（略）		別表第2 級別職務区分表（略）	
ア 行政職給料表級別職務区分表		ア 行政職給料表級別職務区分表	
職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務	職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務
（略）		（略）	
7 7級	(1) 本庁の課長、出先機関の長又は困難な業務を行う出先機関の次長の職務 (0-1)～(11-10) (略) (12-1) 警察本部の課長の職務 (12-2)～(12-4) (略)	7 7級	(1) 本庁の課長、出先機関の長又は困難な業務を行う出先機関の次長の職務 (0-1)～(11-10) (略) (12-1) 警察本部の課長 <u>(第8項第1号(12-2)に規定する課長を除く。)</u> の職務 (12-2)～(12-4) (略)
8 8級	(1) 本庁の局長又は困難な業務を行う出先機関の長の職務 (0-1)～(11-3) (略) (12-1) 警察本部の参事官の職務	8 8級	(1) 本庁の局長又は困難な業務を行う出先機関の長の職務 (0-1)～(11-3) (略) (12-1) 警察本部の参事官の職務 <u>(12-2) 警察本部の課長(会計課の課長に限る。)</u> の職務
（略）		（略）	
備考 (略) イ～ケ (略)		備考 (略) イ～ケ (略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和2年3月27日から施行する。